

与謝野町中小企業振興基本条例

逐 条 解 説

与 謝 野 町

目 次

前文.....	1
目的.....	2
定義.....	3
基本方針	5
基本的施策.....	6
町の責務	7
町内事業者の役割及び努力	8
大企業者の役割	9
経済団体等の役割.....	9
金融機関の役割	10
教育機関等の役割.....	10
町民の理解及び協力	11
産業振興会議	11
委任.....	12

(前文)

私たちのまち与謝野町は、大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、また、町の中心には、天橋立を望む阿蘇海へと続く野田川が流れ、豊かな自然に囲まれています。この豊かな自然の恵みによって、古くから織物業や農林業が営まれ、「丹後ちりめん」を主力とした織物業と、近年では、環境にやさしい自然循環農業が地域の経済と暮らしを支えてきました。

今日まで、まちづくりの重要な担い手である町内事業者は、地域経済の活力と雇用を生み出し、町民生活の向上に大きな役割を果たしてきましたが、人口の減少、急速な少子高齢化、経済のグローバル化の進展、予測できない災害等の影響による大きな社会構造の変化によって、その多くが厳しい環境に置かれています。このような状況の中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の役割と重要性について、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら、意欲ある町内事業者を地域全体で支援し、育成していくことが求められます。

町内事業者は、多様な分野の連携のもと、地域内で経済を循環させ、地域内再投資力を高める経営を図り、積極的に地域外からの財を獲得するとともに、次世代を担う若者にとって魅力ある働く場づくりに努め、町民は、消費者として経済循環の一翼を担っていることを自覚し、町は、中小企業・小規模企業の振興を町政の重点課題と位置付け、町内事業者に対し、自主的な努力を基本としながらも、未来に挑戦できる環境づくりを進めていかなければなりません。

私たちは、ここに、中小企業・小規模企業の振興が地域経済と地域社会の発展に欠かせないものであると認識するとともに、町民の生活を豊かにし、若者が住み続ける持続可能なまちづくりの実現を目指すことを地域全体で共有するため、この条例を制定します。

【解説】

- ・本条例の基本理念や条例を制定する意義を明らかにするため、冒頭に前文を設置しています。
- ・持続可能なまちづくりを進めていくためには、まちづくりの重要な担い手である中小企業・小規模企業の発展が不可欠であるという共通認識のもと、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町がそれぞれの役割について理解した上で、意欲ある町内事業者を地域全体で支援、育成し、多様な分野の連携のもと、地域内経済循環の推進を図っていくという基本理念を明示しています。

(目的)

第1条 この条例は、与謝野町の発展に重要な役割を果たす中小企業・小規模企業の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を推進するとともに、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町が、それぞれの役割について相互理解を深めることにより、町民の暮らし並びに調和した産業及び経済の発展を促し、もって町民生活の向上及び持続可能なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【考え方・解説】

- ・本条では、条例を制定する趣旨と達成しようとする目的を明らかにしています。
- ・前文末尾に記述のとおり、条例の直接的な目的は町内の中小企業・小規模企業の振興を図ることにありますが、究極の目的は中小企業・小規模企業を保護するのではなく、町民生活の向上と持続可能なまちづくりの実現を図ることにあると規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)若しくは小規模企業者(同条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。)であって、町内に事務所又は事業所を有するもの又は町内で農業、医療、福祉等の事業活動を行うもの(中小企業者又は小規模企業者に準ずるものに限る。)をいう。
- (2) 経済団体等 商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農業協同組合その他経済活動の発展に寄与する団体等及びこれらに準ずる団体等であって、町内事業者と関係があるものをいう。
- (3) 大企業者 町内事業者以外の事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 町内事業者と取引がある銀行その他金融業を営むものをいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他教育機関であって、町又は町内事業者と関係があるものをいう。
- (6) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (7) 地域内経済循環 町内事業者間における取引等によって蓄積される付加価値を高める経済活動をいう。

【解説】

- ・この条例の中で使われる用語のうち、共通認識を持っておきたい用語を定義しています。
- ・第1号「町内事業者」とは、「中小企業基本法」第2条第1項各号及び第5項に定める中小企業者、小規模企業者のうち(下表1、2参照)、町内に事務所又は事業所を有し、資本金又は従業員数のいずれかの基準を満たす者を表しています。また、農家、農地所有適格法人、農事組合法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等についても下表の範囲に該当すれば町内事業者に含まれます。

<表1：中小企業者の定義>

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下

<表 2：小規模企業者の定義>

業種	従業員数
製造業、その他の業種	2 0 人以下
商業（卸売業・小売業 ※飲食店含む）・サービス業	5 人以下

- ・第 2 号「経済団体等」とは、商工会や農業協同組合のほか、各種経済団体など町内における経済活動の発展に寄与する団体等であって、町内事業者と関係のある団体のことを表しています。
- ・第 3 号「大企業者」とは、第 2 条第 1 号に規定するもの以外の事業を営むもので、町内に事務所又は事業所を有しているものを表しています。
- ・第 4 号「金融機関」とは、町内事業者と取引がある銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合の金融機関のほか、信用保証協会や銀行協会といった関係機関を表しています。
- ・第 5 号「教育機関等」とは、大学、高等学校、高等専門学校等の学校教育機関及び国・京都府などの公共教育機関を表しています。
- ・第 6 号「町民」とは、町内在住者のほか、町外在住者であっても、本町内に在勤する者、在学する者、活動を行う団体も含めています。
- ・第 7 号「地域内経済循環」とは、一つの例として、地域内で生産した農産物をそのまま地域外へ販売すると、地域内で得られる付加価値はその農産物のみの価値となるが、この農産物が地域内の事業所で加工され、その後、地域内の小売店舗や飲食店、ホテルや旅館等で利用がされた場合、一つの農産物から多様な産業が形成され、地域に留まる付加価値の量が増加し、それを所得として受け取る雇用者、事業者の利益の拡大に繋がる。このように生産、分配、流通、消費といった経済活動が地域で循環する様子をいいます。

(基本方針)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、持続可能なまちづくりの実現を目標とし、町内事業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町の連携のもとに一体となって推進することを基本とする。

【解説】

- ・ 中小企業・小規模企業の振興について、持続可能なまちづくりの実現を目標とするとともに、町内事業者の創意工夫と自主的な努力による取り組みを尊重すること、また中小企業・小規模企業の振興策の展開にあたっては、町内事業者の特性に応じた施策を、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町の連携により、一体となって推進することを基本方針としています。

(基本的施策)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、前条の基本方針に基づき、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 誰もが創業等にチャレンジできるための施策
- (2) 次世代産業の担い手づくり及びデジタル技術の活用推進のための施策
- (3) 産業間の連携の推進と交流の場づくりのための施策
- (4) 地域内経済循環の促進と地域外から財の獲得を目指すための施策
- (5) 地域資源及び町内事業者に関する情報の発信のための施策
- (6) 魅力ある働く場づくり、仕事づくりのための施策
- (7) すべての住民が参加できる産業振興のための施策
- (8) 地域経済の持続的な発展に資する調査研究のための施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

【解説】

- ・第1号から第8号までの基本的施策は、下表のとおり関連する計画、戦略等に基づいて掲げられています。

基本的施策各号	左記に関連する計画、戦略等
1号, 2号, 3号, 5号	第2次総合計画産業分野（分野1）基本方針
1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号	第2期ひと・しごと・まち創生総合戦略基本目標3
1号, 2号, 3号, 4号, 6号, 7号	第6期産業振興会議提言書
1号, 2号, 3号, 4号, 6号, 7号, 8号	令和3年度与謝野町地域経済分析報告書

(町の責務)

第5条 町は、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関及び教育機関等と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に対応した中小企業・小規模企業の振興のための適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国等との連携及び協力に努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

2 町は、町内事業者の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

- ・第1項では、中小企業・小規模企業の振興のための施策を実施していく上での町の責務を規定しています。
- ・第2項では、実践的な体験（インターンシップ等）により、次世代を担う若者の主体的な進路意識や勤労観が育成される。さらには、町内事業者の良さを知ってもらうことにより、優秀な人材確保にもつながることから、町が体験機会の提供等の施策を講ずることを規定しています。
- ・第3項では、地域内経済循環の推進という基本理念をふまえ、町内事業者の受注機会確保について規定しています。

(町内事業者の役割及び努力)

第6条 町内事業者は、経済的社会的環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 町内事業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとする。

3 町内事業者は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策に協力するよう努めるものとする。

4 町内事業者は、他の町内事業者、大企業者、経済団体等及び金融機関との連携による地域内経済循環の促進に努めるものとする。

5 町内事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。

6 町内事業者は、教育機関等に対し、職業に関する情報の発信、体験の機会の提供等を通じ、次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

【解説】

- ・ 中小企業・小規模企業の振興については、第3条基本方針の規定に基づき、町内事業者の自主的な努力が必要であり、第1項及び第2項ではそのことを明らかにしています。
- ・ 第3項では、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策への協力について規定しています。
- ・ 第4項では、第5条第3項と同様、地域内経済循環の推進という基本理念をふまえ、町内事業者が他の町内事業者、大企業者、経済団体等及び金融機関との連携や町内製品等を積極的に利用するよう努めることを規定しています。
- ・ 第5項では、まちづくりの担い手として、地域における社会貢献活動や地域活性化に資するイベント等への協力、これらに取り組む経済団体等への協力等、また地域住民との共存を図りつつ事業活動を推進するため、安全で快適な地域環境の維持・増進を図ることについて規定しています。さらに、地球温暖化問題をはじめとした自然環境全体との調和に十分な配慮を行うべきことを規定しています。
- ・ 第6項では、地域の若者に対する仕事に関する情報発信や職場体験の機会の提供等を通じて、町内事業者の活動や働くことの大切さを知ってもらい、次世代を担う人材の育成に努めることを規定しています。

(大企業者の役割)

- 第7条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町内事業者との連携を図るとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策に協力するよう努めるものとする。
- 2 大企業者は、町内における町内事業者及び経済団体等との連携による地域内経済循環の促進に努めるものとする。
- 3 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるとともに、自然環境との調和に十分配慮するものとする。

【解説】

- ・第1項では、多くの労働者を雇用し、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有している町内の大企業者に対して、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めることを規定しています。
- ・第2項では、第5条第3項及び第6条第4項と同様、前文にある地域内経済循環の推進という基本理念をふまえ、町内事業者及び経済団体等との連携や町内製品等を積極的に利用するよう努めることを規定しています。
- ・第3項では、第6条第5項と同様、まちづくりの担い手として、地域における社会貢献活動や地域活性化に資するイベント等への協力、これらに取り組む経済団体等への協力等、また地域住民との共存を図りつつ事業活動を推進するため、安全で快適な地域環境の維持・増進を図ることについて規定しています。さらに、地球温暖化問題をはじめとした自然環境全体との調和に十分な配慮を行うべきことを規定しています。

(経済団体等の役割)

- 第8条 経済団体等は、町内事業者の経営の向上及び改善に係る取組を積極的に支援するとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・町内事業者と関係のある経済団体等に対して、町内事業者のサポートや町が実施する中小企業・小規模企業振興策に協力するよう努めることを規定しています。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、町内事業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び革新に取り組むことができるよう、資金の円滑な供給及び経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業・小規模企業の振興に資するとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・金融機関は、町内事業者が抱える経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に対し、協力するよう努めることを規定しています。また単に融資者としての役割に留まらず、町内事業者の健全な発展のための蓄積されたノウハウを通じて、経営の改善や革新に取り組めるよう努めることを規定しています。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が町内事業者の人材の確保及び育成に資することに鑑み、将来の地域を担う人材の育成を推進し、及び町内への定住が図られるよう、職業に関する教育及び体験の機会の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

2 教育機関等は、中小企業・小規模企業の振興が町の持続的な発展に重要な役割を果たすことを認識し、町が実施する中小企業・小規模企業の振興策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第1項では、教育機関等は地域の若者に対し、地域の実情に踏まえたキャリア教育を中心とした教育活動を通じて、勤労観及び職業観の醸成を促していくことを規定しています。また町内事業者がどのような事業活動を行っているか、会社見学、職場体験等の活動を通して学ぶ機会を設け、そうした取組により地域の次世代を担う人材を育成するとともに、育成した人材が地元に着定していく流れができるように必要な施策を講ずることを規定しています。
- ・第2項では、教育機関等は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めることを規定しています。

(町民の理解及び協力)

- 第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が町民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に資する役割を理解し、町内事業者の健全な発展及び育成に協力するよう努めるものとする。
- 2 町民は、消費者として町内において生産され、製造され、又は加工される製品の購買や消費及び町内において提供される役務の利用に努めるものとする。

【解説】

- ・第1項では、中小企業・小規模企業の振興が地域経済と地域社会の安定と向上に欠かせないものであり、生活を豊かにするものであることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展と育成に協力するよう、これに努めることを規定しています。
- ・第2項では、第5条第3項、第6条第4項及び第7条第2項と同様、地域内経済循環の推進の考えをふまえ、町内製品や役務を利用することを通じて、消費者として中小企業・小規模企業の振興と発展に協力するよう努めることを規定しています。

(産業振興会議)

- 第12条 町は、第1条の目的の達成及び第4条に規定する基本的施策の実施についての協議及び審議を行うため、与謝野町産業振興会議(以下「会議」という。)を設置する。
- 2 会議において審議される施策等に対し、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町は、協働してその実現に向けて取り組むものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・本条例の推進を図り、基本的施策の実施について協議及び審議する機関として産業振興会議を規定しています。
- ・第1、2項では、産業振興会議において協議・審議・立案・提言・調査・検証等される施策等について、町民、町内事業者、大企業者、経済団体等、金融機関、教育機関等及び町の協働により、その実現に向けて取り組むことを規定しています。
- ・第3項では、組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めることを規定しています。(関連規則：与謝野町産業振興会議設置規則)

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

- ・ 本条例の施行について、別途規則等によって定めることを規定しています。